

報告事項才

I C T等を活用した自宅学習支援事業について

I C T等を活用した自宅学習支援事業について、別紙のとおり報告します。

令和元年10月16日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

不登校児童生徒の中には、家庭から出ることができないため、学習機会のないまま義務教育段階を終えてしまう者や学習の遅れ等が学校復帰や進路選択の妨げになっている者もあります。

このような児童生徒に対して、一人一人の状況に合わせた主体的な学びの機会の確保及び学力の向上を図り、児童生徒の自己肯定感を高め、社会的自立を促すことを目的に「不登校児童生徒への自宅学習支援事業」を開始しました。

令和元年8月より自宅学習支援員を配置し、9月より児童生徒等の支援をスタートさせている本事業について、報告します。

## 1 不登校児童生徒への自宅学習支援事業について

### (1) 事業概要

- ・学習教材「すらら」を利用し、学力補充を行うとともに、当該児童生徒の自己肯定感を高め、学校復帰や社会的自立の後押しを行う。

- ・県内3か所の県教育支援センター（ハートフルスペース）に配置した自宅学習支援員（計3名）が、児童生徒に対して学習の進め方をアドバイスしたり心的なサポートを行ったりするとともに、保護者への支援を行う。

（文部科学省の委託事業（2019年度いじめ対策・不登校支援等推進事業）により実施）

### (2) 対象（計15名）

- ・鳥取県内の小・中学校の不登校児童生徒で、適応指導教室やフリースクール等に通っておらず、主に家庭で過ごす小・中学生（東部：3名、中部：3名、西部：3名）

- ・鳥取県内のひきこもり（傾向）にある高校生年代の青少年（東部：2名、中部：2名、西部：2名）

### (3) 学習の進め方について

- ・自宅のパソコン等でWebサイトからID及びパスワードを入力して、国語、算数・数学、英語の学習を行う。

- ・学習内容は、それぞれの習熟度に応じて選択でき、各自のペースで学習を行うことができる。

- ・学習時間帯は、児童生徒が選択できる

- 学習時間帯及び学習内容は、自宅学習支援員のパソコンで確認できる。

- 平日（水曜日を除く）の9：30から15：30は、自宅学習支援員がリアルタイムで学習状況を把握できるとともに、学習教材を通じて働きかけることができる。

### (4) 自宅学習支援員による支援について

#### <児童生徒への主な支援内容>

- ・学習教材の機能等を使用して、次の支援を行う。

- 学習内容の指示、児童生徒の学習状況の把握、メッセージの送信、学習内容に関する質問への回答

- ・電話等による言葉かけ等を行う。

#### <保護者への主な支援内容>

定期的に面談等を行い、当該児童生徒の学習や生活の様子等を聞き取るとともに、保護者の思い等を受けとめ、自宅における児童生徒への言葉かけ等についての助言等を行う。

### (5) 利用者の決定方法及び利用状況について

#### <小・中学生>

- ・市町村教育委員会及び学校との連携により、利用者を決定する。

- 小・中学生の利用枠である9名について、現在、利用に係る手続き等を進めている。

#### <高校生年代>

- ・主に県教育支援センター（ハートフルスペース）との連携により、利用者を決定する。

- 9月末現在で、2名の支援をスタートさせている。

- 利用者は毎日30分程度の学習を継続しており、自宅学習支援員は保護者と定期的な連絡を行い、支援を進めている。

## 2 本事業のこれまでの取組等について

### (1) 第1回ICT等を活用した不登校児童生徒への自宅学習支援に係る連絡協議会

目的 ICT等を活用した不登校児童生徒への自宅学習支援に係る情報共有及び協議を行い、不登校児童生徒への支援の充実を図る。

対象 市町村（学校組合）教育委員会指導主事等

### (2) 「不登校児童生徒への自宅学習支援事業」開始の会

目的 「不登校児童生徒への自宅学習支援事業」の目的等について、関係各課等と共に確認するとともに、関係機関等への情報提供を行う。

参加者 県内フリースクール代表者等、鳥取県不登校の親の会ネットワーク事務局代表、関係各課・局

主な内容 いじめ・不登校総合対策センター指導主事及び株式会社すららネット社員により、事業概要及び学習教材の説明を行った。